



法廷というカジノに大金を賭ける人々 - 訴訟援助と拡大する訴訟ファイナンス



こちらは、英文記事「[High Rollers in the Courtroom Casino – Champerty and the Rise of Litigation Finance](#)」（2014年5月28日付）の和訳です。

米国の民事訴訟制度の特徴の一つに、原告の弁護士が成功報酬を盾に、実際にこなした法律業務に比べて成功報酬額が不釣り合いであったとしても、その立場を利用して何百万ドルの報酬額を支払わせるという状況があることが挙げられます。

米国の民事訴訟と成功報酬

「法律の知恵と効果的な働きによって弱者がさらに弱体化するのを防ぎ、強者がさらに強大化するのを防いでいる国ほど、文明が発達している国とみなされる」

ー プリーモ・レーヴィ『これが人間か』（1958年）

これまで、米国の民事訴訟制度は、その多くの長所と短所に対して、米国内外から賞賛と批判が相半ばする評価を受けてきました。とりわけ米国外の人々から繰り返し槍玉に挙げられているのは、実際にこなした法律業務に比べて不釣り合いな額の成功報酬を受け取ったり、法の原則や有利な事実に基づいてなされた判決ではなく、単に民事法廷で同情的な陪審の感情に付け

込んだにすぎない判決で得た賠償額に対しても、何百万ドルもの成功報酬を主張するというような原告弁護士の在り方です。

こうした米国の司法制度の一面を擁護するならば、原告の弁護士は、裁判で用いる専門家の証言や証拠資料の準備のために支出した多大な時間あるいは費用を取り返せないリスクを引き受けなければならない上に、事件を裁判に持ち込むためにさらに多額の出費を要する場合があります。このように、原告の弁護士は裁判結果に利害関係を有しており、このことが、クライアントのために精力的に事件を追及しようとする動機になると同時に、事件の経済的側面に縛られることになり、費用面で見合わない請求の場合には、事件を決着に向かわせる方向に作用するのです。こうした「ジョイント・ベンチャー」方式が、法的救済を受けたくても、高額な訴訟費用が妨げとなって容易に救済を受けられない人たち、つまり、経済的に豊かでない原告による裁判を可能にしていると言われていています。

利益分配の特約の付いた訴訟援助

提訴を行うための資金として第三者が直接投資することは、コモン・ローの下で長い間禁止されてきました。この「利益分配の特約の付いた訴訟援助」（以下、「訴訟援助」）という名称を与えられた投資方式は、金銭上有利な判決によって得た利益を分配するという合意に基づいて資金を提供することであり、違法とされています。

訴訟援助は、コモン・ロー上適法である、第三者による法的請求権の購入・譲渡（第三者が全請求額を請求者に支払い、請求権を譲渡すること）とは区別するべきものです。訴訟援助は、各法域で一般的に行われおり、海事請求においてもよく見られます。例えば、請求権の買取専門会社が、海上貨物に関する事件を提訴して船舶所有者に支払いを求め、その後当該請求を担保するために船舶を差し押さえるというものです。

しかし、近年、訴訟援助に関する法律は、米国の裁判所がその定義を狭めつつあることから、ほぼ消滅寸前の状態に至っています。現在では、事件内容に基づく和解・判決ではなく専ら弁護士費用を捻出するためだけに提起された訴訟や人身傷害訴訟に適用されているようです。カリフォルニア、テキサス、ニュージャージーなど多くの州で、訴訟援助を禁止する法律がこれまでに採択されたことはありませんが、フロリダ州とマサチューセッツ州のように訴訟援助に関する法律が州の規則集に載っていた場合にはその後廃止されました。

訴訟ファイナンス：成長産業

第三者が訴訟事件に投資する事業は、現時点において、間違いなく成長産業であると言えます。いくつかの銀行と金融会社が始めた「訴訟ファイナンス」事業は、当事者らが指摘するように、現在では、専門特化した国際的な企業により支配されています。代表的な企業は、Juridica 社や Burford 社などの株式公開企業、BlackRobe Capital Partners 社や Parabellum Capital 社などの未公開企業などです。また、米国系以外にも、オーストラリア企業（Bentham IMF Ltd.など）も参入しています。

こうした企業が米国の訴訟手続きに深く浸透し、高額訴訟と少額訴訟双方に資金を提供することで、結果に変化をもたらしています。彼らは、自らが訴訟に資本を注入することによって、訴訟費用に窮している原告が法廷で望みどおり最良の裁判が受けられるようになり、原告にとってより好ましい「公正な」評決が受けられると主張しています（投資の見返りが訴訟の資金提供者に入ることは言うまでもありません）。しかし、否定的な結果をもたらした事例も報道されています。2014年2月20日付のウォールストリートジャーナル紙に、2007年に発生したある特許侵害請求事件で Altitude Capital Partners という外部の投資家が行った投資に関する記事が掲載されました。この事件は、最終的に 2500 万米ドルの損害賠償が支払われることになっ

たのですが、弁護士と Altitude Capital Partners への支払を控除した後に原告の手元に残ったのは、たったの 80 万米ドルだったのです。

訴訟ファイナンス会社は、訴訟に最初の段階に必要な資金提供にとどまらず、上訴審における資金提供にまで業務領域を拡大しています。現在では、商事関係の訴訟において、被告企業向けに、一般の融資や信用供与のように訴訟費用を提供するなど、さらなる多様化が進行しています。

訴訟ファイナンスは民事訴訟に適しているか

しかし、この「訴訟ファイナンス」というコンセプトは、果たして民事訴訟にとって良いものなのでしょうか。それとも、何世紀も以前に、健全、公正な法体制という観点からは受け入れ難いとみなされた「訴訟援助」と同様の欠陥があるのでしょうか。

これについては、様々な議論や論評が行われています。ただ、理論上、いかなる当事者も、法に適った正当な抗議を裁判所に適切に申し立てる機会を、資金不足という理由だけで拒否されるべきではありません。訴訟ファイナンス会社は、自分たちは「正義の秤の均衡が損なわれる」可能性に対応しているにすぎないと主張しています。彼らは、その根拠として、原告が訴訟の行方を完全に掌握していることには変わりなく、また、原告の弁護士は、倫理上、第三者である訴訟資金の提供者の利益ではなく、クライアントの利益を追求しなければならないことを指摘しています。

訴訟に投資する投資家は、純粋に受動的な書類上の当事者であり、訴訟に資金を注入する代わりに、勝訴した場合に少なからぬ投資利益を受け取ることを唯一の目的として関与します。このような投資家にとって、訴訟事件は、鉱石や穀物の先物の売買と同様に「商品」でしかなく、原告や原告弁護士が経験するような感情的要素を含まずに、極めて合理的な決定モデルを作り上げ、失敗のリスクを利回り予想に織り込んでいます。

他方では、高度な専門知識を有する投資会社の存在（すなわち、法的請求権に係る訴訟に多額の資金を投入し、そこからの貸付収入に加えて、裁判の判決からさらに多くの利益を獲得することを目指す投資会社）は、原告と被告双方の相手方に対する立場を人為的に変容させ、何より、訴訟事件そのものになじまない金銭欲という厄介な要素を持ち込んで、当事者の判断を歪めることとなります。

訴訟ファイナンス会社が厄介な影響力を及ぼす可能性が最も高いのは、被告側には和解金を支払う用意があるものの、その額では、外部投資家が原告に提供した資金に対してわずかなりターンしか得られないような訴訟の場合です。こうした場合に、外部投資家が、もっと高額な賠償金の獲得を目指すように原告とその弁護士を仕向ける可能性があります。しかし、それが裏目に出て、オファーを原告に拒絶されたとみた被告が態度を「硬化」させて、被告との和解協議が膠着状態に陥る危険も伴います。

「ディープウォーター・ホライズン」の経験

では、訴訟ファイナンスは、海運業や海外のエネルギー産業が関与する訴訟に影響を与えているのでしょうか。この問いは、先の 2 つの問いほど答えるのが難しくはありません。

2010 年の「ディープウォーター・ホライズン」事故の火災、爆発、汚染から生じた大量の損害賠償請求と係争中の訴訟では、多数の訴訟ファイナンス会社が事故後申し立てられた何千もの請求に資金提供を行っています。報道によると、それが、同事故に関連する請求に大きな影響を与えているようです。

2013年12月に、ある注目すべき出来事が「ブルームバーグビジネスウィーク」誌で報じられました。訴訟ファイナンス会社として20年の歴史を持つLawFinance Groupが、ディープウォーター・ホライズンの請求者とその法律事務所に対し、5000万米ドルに上る「融資枠」を提供すると発表したのです。2011年11月、通常は企業関連の法律業務が不活発になる感謝祭の週に、LawFinance社のCEOアラン・ジーマーマンは、ディープウォーター・ホライズン事件に対して、その週だけで900万米ドルを融資すると発表しました。これに加えて、同CEOは、「メキシコ湾地域には大きな需要があります。当社は改めて、より多くの資金を調達することになると思います。おそらく、最大1億米ドル程度になるでしょう」と述べました。

これだけの資金が投入された以上、その後、法廷闘争と上訴の請求額の水準が上昇したとしても不思議ではありません。また、被告であるBPが、ニューオーリンズ連邦地方裁判所に対して、これらの争いがどのような仕組みで起こされているか裁判所が詳細に調査できるまで、事業損失に係る請求の和解金支払いを一時的に停止する裁判所の救済措置を求めたのも当然であると言えるでしょう。

LawFinance社は、こうした状況を逆に前向きな動きであるとの捉え方をしています。「BPが法律専門家を過小評価する全面広告を出すのを止めることはできませんが、私たちの資金は条件を公平にする上で大いに役立つことになるでしょう。裁判所の措置による遅延が生じたことによって、弁護士はより多くの請求者に手を差し伸べる機会ができたかと捉えるべきです。」

最後に

訴訟ファイナンスを米国司法制度の悩みの種と捉えるか、適切な法的救済を求める資金の乏しい原告への朗報と捉えるか、いずれにせよ、一つ確かなことは、訴訟ファイナンスはすでに定着しており、成長産業であるということです。そして、米国で訴訟に巻き込まれたとき、必ず考慮に入れなければならない要素の一つであることに間違いありません。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。